広がる「手元供養」

遺骨や遺灰を自宅に置く「手元供養」が広がっている。ペンダントやミニ骨つぼなどの手元供養品の種類が増え、骨つぼを入れられる家具タイプも登場。葬送などの在り方が多様化し、より身近なところで故人をしのびたい人の気持ちが後押ししている。

遺骨をそばに悲しみ癒やす

東京都大田区の古浜貴美さん(30)は、4年前に54歳の若さで亡くなった母親の遺骨を自宅のリビングルームに置いて供養している。

「古浜家の墓にはまだ父方の祖父しか入っていない。山梨にあるので年に1、2回しか行けない。そばに置きたいという父の意向もありました」

母親も生前、墓にはこだわらず、海に散骨してほしいとも話していたという。永代供養墓などを検討したが、「マンション形式の納骨堂は機械的な感じがしたし、他人と一緒にいるのもかわいそう。それなら家で供養したい」と考え、1年前に骨つぼが入る仏壇風の家具を購入した。

横浜市都筑区のオーダー家具会社「トータルリビング ユウキ」が「ご供養家具」と名付けて販売しているもので、白木のシンプルなデザインが洋風のリビングルームにも合う。同じ素材でお供え用の台も特注した。「母はよくリビングにいたので、そばにいる感じがします」と古浜さん。

「ご供養家具」は7年前、取引先の建設会社社長から「家の中に置く墓を開発してほしい」と依頼され、商品化。メディアで取り上げられると、問い合わせが殺到した。「何らかの事情で遺骨を家に置いている人がたくさんいて、『これで救われました』と言われました。特に子どもを亡くした方は、お墓に入れられないんですね」と小原御郎社長。

核家族化、少子化で家墓の継承が難しくなっている現代。永代供養墓、散骨、樹木葬などの新しい葬送の形が広がるとともに、遺骨や遺灰を収めるペンダントやミニ骨つぼなどの手元供養品が市販されるようになった。

2005年に発足したNPO法人「手元供養協会」(京都市)の山崎譲二会長によると、手元供養品には、墓の代わりということと、大切な人を失った悲しみを癒やすグリーフケアの役割がある。「身に着けるものはグリーフケアに重きを置いたもので、部屋置き型はお墓の代わり。最近は散骨や樹木葬と組み合わせて、ミニ骨つぼやオブジェなど部屋置きの方が増えている」と言う。

同協会は普及のため、さまざまなタイプの手元供養品を展示会などに貸し出している。「お骨は写真や形見とは違う、故人そのもの。そばで守ってくれる感覚が強い」と山崎さんは話している。

「ご供養家具」の問い合わせは「トータルリビング ユウキ」☎045・941・9235、手元供養協会の問い合わせは☎075・257・7838

骨つぼを入れられる仏壇風のご供養家具。「お墓が見つかるまで、これで保管しておくという方もいます」と話す「トータルリビング ユウキ」の小原御郎社長＝横浜市都筑区

「手元供養は心の交流なんです」と語る手元供養協会の山崎譲二会長。オブジェには納骨袋に入れてから収納する＝京都市中京区

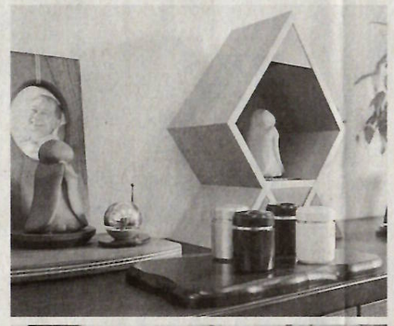

核家族化で墓の継承難しく

上ミニ骨つぼは墓の代わりに下ペンダントやオブジェなどさまざまなタイプの手元供養品

ふれあい

手話

昨年6月から手話の学びに参加させていただき、無事に終了しました。講師の先生はろうあ者でした。女性ですがたくましくそれでいて優しい感じの方でした。

実践形式の授業は私にとっていつも大変でした。私には無理という気持ちと恥ずかしさで、毎回手話をすることができない日々が続きました。先生は「大丈夫ですよ」と手話の声で励ましてくださいました。先生も大変ご苦労され、手話を今教えられていることを話してくださいました。なかなか動かない私の手に、そっと先生の手が触れたときは感動でした。

私は人一倍覚えられない人だったので、お世話になりました。先生は旅行が好きで、おみやげをくださったこともありました。人生の思い出の一ページに先生のことを書きましょう。

松丸 純子
播磨町 無職 66歳

春キャベツのクリーム煮

献立のヒント

2人分で春キャベツ250グラム、ハム1枚、ネギみじん切り大さじ½、生クリーム大さじ2を用意します。

春キャベツは4、5センチ角に切ります。ハムは3センチ角に切ります。

中華鍋に油を温め、キャベツを焦がさないように炒め、ざるに取ります。先ほどの中華鍋に油大さじ½を加え、ネギを焦がさないように炒め、鶏がらスープ1と½カップ、キャベツを入れ、ふたをして5、6分煮ます。キャベツが軟らかくなったらハム、生クリームを加え、塩、こしょう少々で味を調えます。最後に水溶きかたくり粉でとろみを付けます。(1人分176キロカロリー、塩分1.9グラム)

くらしの法律相談

交通事故現場で相手方の求めに応じ、「すべての損害を賠償する」との念書にサインしました。威圧感の強い人で、早く場を離れたくてサインしましたが、相手方のいうまま支払わねばならないのでしょうか。

Q 交通事故現場で半ば強制的に念書

A 意思表示の取り消し主張も

交通事故が発生した場合、通常、その状況を分析し、過失割合を決め、相手方に損害賠償することとなります。損害は、物損事故では修理費など、人身事故では治療費、慰謝料などが考えられますが、どこまでも広げて考えることもできそうです。

そこで、交通事故の場合も、民法第416条を類推適用して賠償範囲を限定する考えが一般的です。賠償範囲は原則、通常生ずべき損害に限られ、特別の事情によって生じた損害については、当事者がその事情を予見、または予見できたときに限り、賠償されることとなります。

相談の方についてはまず、相手方の言動が強迫と評価できるなら、意思表示の取り消しを主張できますし、事故直後なら、サイン時は気が動転し真意ではなかったとして、意思表示の無効を主張することも考えられます。これらが認められれば、念書がない状態に戻せます。

次に、念書が有効と判断される場合には、「すべての損害を賠償する」とした文言の意味が問題となります。一般的に、意思表示の内容が明確な場合を除き、当事者の合理的な意思を考慮することとなります。

事故現場から早く立ち去りたくてサインしている事情などを考慮すると、相手方の考える損害のすべてを想定していたと考えることは、合理的とはいえないでしょう。一方、その文言から、事故状況によっては相談者に10割の過失があることを認める趣旨と理解することは合理的といえそうです。

したがって、本件事故から通常生じる損害および相談者に予見できた損害については、賠償義務が生じると考えられますが、相手方のいうままに支払わなくてもいいと考えられます。相談と似た事例で、同様の判断をした裁判例も見受けられます。

交通事故の当事者となった場合、相手の求めに応じて安易に念書にサインせず、弁護士ら専門家に相談した上で、相手方と交渉することをお勧めします。

(佐和田 猛・弁護士)

＝第1、3水曜に掲載します＝

兵庫県弁護士会・総合法律センター ☎
078・341・1717(神戸)
078・351・1233(明石、加古川、北播磨、山崎、淡路、南たじま、丹波)
06・4869・7613(阪神、伊丹、宝塚、川西)
079・286・8222(西播磨)

くらし

働きやすい職場つくるためには NPO法人が冊子

労働者の離職率低減や労働環境改善を目指すNPO法人「大阪ウェルワーク共同企業体」(大阪市)が職場内のコミュニケーションを活かしたストレスケアを紹介する冊子「ウェルワークブック」(A4判、27ページ)を作成した。ホームページ(http://www.wellwork.jp/)で無料で公開している。

働きやすい職場環境には社員のコミュニケーション特性を理解した上での関わり方が重要として、「行動・思考の特性」「学習の特性」でそれぞれ特徴的なタイプの3分類を紹介。特性ごとに上司・部下とのスムーズな接し方を紹介している。

このほか、各企業の具体的な取り組み事例や、自分の特性を把握するチェックリストも掲載した。